**令和７年度 短期人間ドック利用案内**

**１．指定医療機関**

（１）対象者

満４０歳以上（昭和６１年３月３１日以前に生まれた）被保険者および被扶養者（配偶者）

（２）補助金額

１５，０００円（一律）

（３）対象医療機関

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 健診機関名 | 所　在　地 | 電話番号 |
| 済生会前橋病院 | 前橋市上新田町564-1 | ０２７－２５２－１９５９ |
| 群馬中央病院 | 前橋市紅雲町1-7-13 | ０２７－２４３－２２１２ |
| 富岡総合病院 | 富岡市富岡2073-1 | ０２７４－６３－２１１３ |
| 原町赤十字病院 | 東吾妻町原町698　 | ０２７９－６８－０５００ |
| 伊勢崎市民病院 | 伊勢崎市連取本町12-1 | ０２７０－２５－５０２２ |
| 太田記念病院 | 太田市大島町445-1 | ０２７６－５５－２３７０ |

（４）利用方法

①別紙「令和７年度短期人間ドック利用申込書【指定医療機関】」を令和６年１１月１５日までに事業主を通してご提出ください。

②医療機関・利用日が決まりましたら、事業主を通して利用決定通知書を本人に送付します。

③利用月約１か月前に事業主を通して利用券を送付します。

④資料は医療機関より利用者の自宅に郵送されます。

⑤利用当日は、利用券を医療機関の受付に提出し、補助金額を除いた自己負担金を医療機関へお支払いください。

（５）その他

①利用日は利用希望者の誕生月です。

②人間ドックを利用する方は、生活習慣病予防健診等を併用できません。

③人間ドック基本検査項目は、労働安全衛生法第６６条に定められている定期健康診断の検査項目および特定健診検査項目をすべて含んでいます。

④申込書に掲載のない検査を希望する場合は、直接医療機関にお申し込みください。

⑤申し込みにあたっての注意点や変更点等の詳細は、別紙「【指定医療機関】ドック利用申し込み時の注意事項」を参考にしてください。

**２．指定外医療機関**

（１）対象者

満４０歳以上（昭和６１年３月３１日以前に生まれた）被保険者および被扶養者（配偶者）

（２）補助金額

１５，０００円（ただし、費用が１５，０００円未満の場合はその額）

（３）対象医療機関

指定医療機関（済生会前橋病院、群馬中央病院、富岡総合病院、原町赤十字病院、伊勢崎市民病院、太田記念病院）を除く全ての医療機関

（４）利用方法

①別紙「令和７年度短期人間ドック利用届【指定外医療機関】」を令和６年１１月１５日までに事業主を通してご提出ください。

②各自で医療機関を予約し、案内に従いご利用ください。

③利用当日、健診料全額を医療機関にお支払いください。

④利用後「短期人間ドック利用補助金交付申請書」を事業主を通してご提出ください。

⑤事業主を通じて補助金を支給します。

（５）その他

①人間ドックを利用する方は、生活習慣病予防健診等を併用できません。

②労働安全衛生法第６６条に定められている定期健康診断の検査項目および特定健診検査項目をすべて含んだ人間ドックを利用してください。

③健診項目・健診料金等については、各医療機関にお問い合わせください。

④申し込み締め切り後は、指定医療機関に変更できません。また、指定医療機関を個人で申し込み・利用された場合は、補助の対象外となりますのでご注意ください。